

袖ヶ浦市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

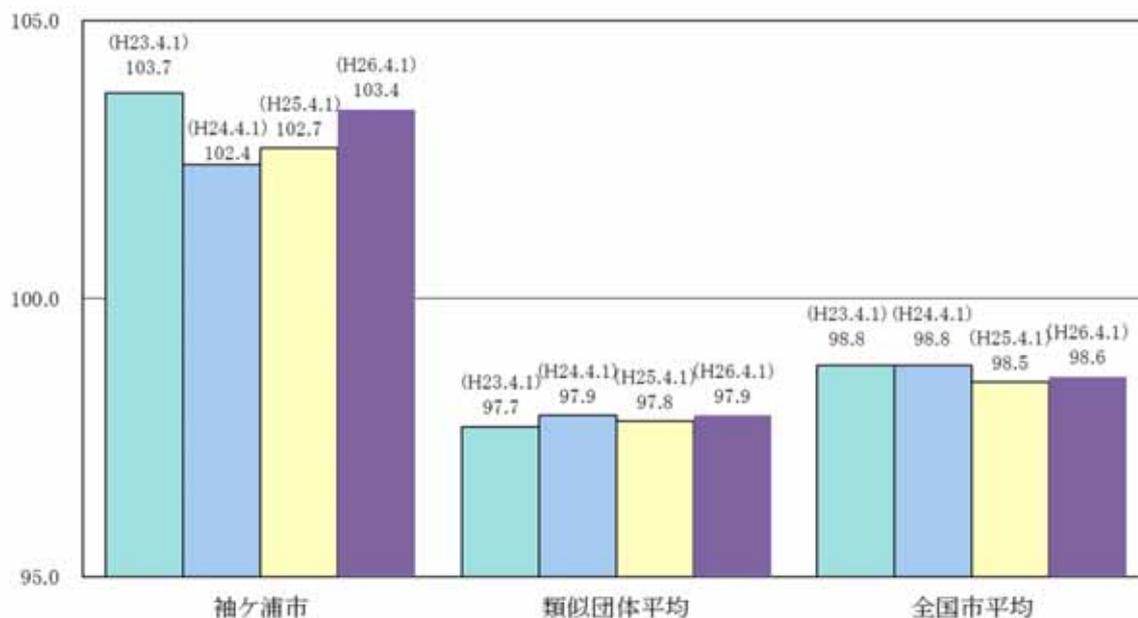
区分	住民基本台帳人口 (平成25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 61,148	千円 24,771,760	千円 746,727	千円 5,396,336	% 21.8	% 25.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	人 547	千円 2,127,662	千円 519,206	千円 810,392	千円 3,457,260	千円 6,320	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 退職派遣者1名はのぞいています。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

本市では、職員の学歴により処遇に差を設けていないことや職員の年齢構成が偏っていることなどから、ラスパイレス指数が100を上回っているものと分析しています。現在国と同様に、高齢層職員に対する給与の1.5%減額措置や昇給の抑制措置を実施するほか、職制を見直し、上位職への昇給抑制も実施していることから、今後ラスパイレス指数は改善していくものと分析します。

(4) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 386,949	円 385,981	円 968	% 0.25	% -	% 0.30

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額である。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	格差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.12	月 3.95	月 0.17	月 0.15	月 4.10	月 4.10

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し

平成27年4月1日 給料表の改定実施

本市では、給料表を国の見直し内容を踏まえ、平均約2%の引き下げを実施しました。55歳以上の高年齢層は、昇給を1号給に抑制するとともに、管理職は1.5%の減額措置も実施しています。急激な収入減少を避ける激変緩和措置として、国と同様に3年間(平成30年3月31日まで)は経過措置(現給保障)を実施しています。

地域手当の見直し

(支給割合)
国基準16%にあわせて、本市も16%に改定しています。

(実施時期)
平成27年4月1日より実施。
平成27年度は10%に減額して支給しています。

その他の支給の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1号給の給料月額	137,200	187,800	224,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	294,500	356,300	390,800	413,600	433,000	459,200	487,500

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	40.3 歳	323,231 円	392,496 円	371,773 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	
国	43.5 歳	335,000 円		408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
袖ヶ浦市	57.8歳	2人	370,821円	424,207円	417,200円				
うち自動車運転手	57.8歳	2人	370,821円	424,207円	417,200円	自家用乗用 自動車運転者	58.8歳	208,500円	2.03
千葉県	52.4歳	559人	322,163円	376,511円	355,842円				
国	50.1歳	3,119人	287,992円		326,611円				
類似団体	49.7歳	34人	316,350円	352,255円	336,838円				

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
袖ヶ浦市	6,738,500		
うち自動車運転手	6,738,500	2,648,200	2.54

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
袖ヶ浦市	38.4 歳	288,500 円	336,167 円
類似団体	40.1 歳	302,285 円	332,987 円

消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	42.3 歳	329,400 円	414,477 円	382,042 円
類似団体	38.5 歳	296,577 円	367,699 円	329,262 円

税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	33.5 歳	271,000 円	346,475 円	310,893 円
国	43.5 歳	372,375 円		443,555 円
類似団体	38.0 歳	288,635 円	378,277 円	315,623 円

福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	35.8 歳	269,100 円	311,827 円	298,711 円
国	41.8 歳	331,688 円		377,975 円
類似団体	40.8 歳	296,533 円	329,787 円	314,923 円

看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	34.3 歳	268,300 円	313,047 円	292,153 円
国	46.3 歳	315,397 円		345,048 円
類似団体	40.4 歳	300,444 円	356,773 円	317,896 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		袖ヶ浦市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	総合職 181,200 円 一般職 172,200 円
	高校卒	146,200 円	146,200 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	157,600 円	143,500 円	
	中学卒	137,200 円	130,700 円	
消防職	大学卒	187,800 円		
	高校卒	157,600 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

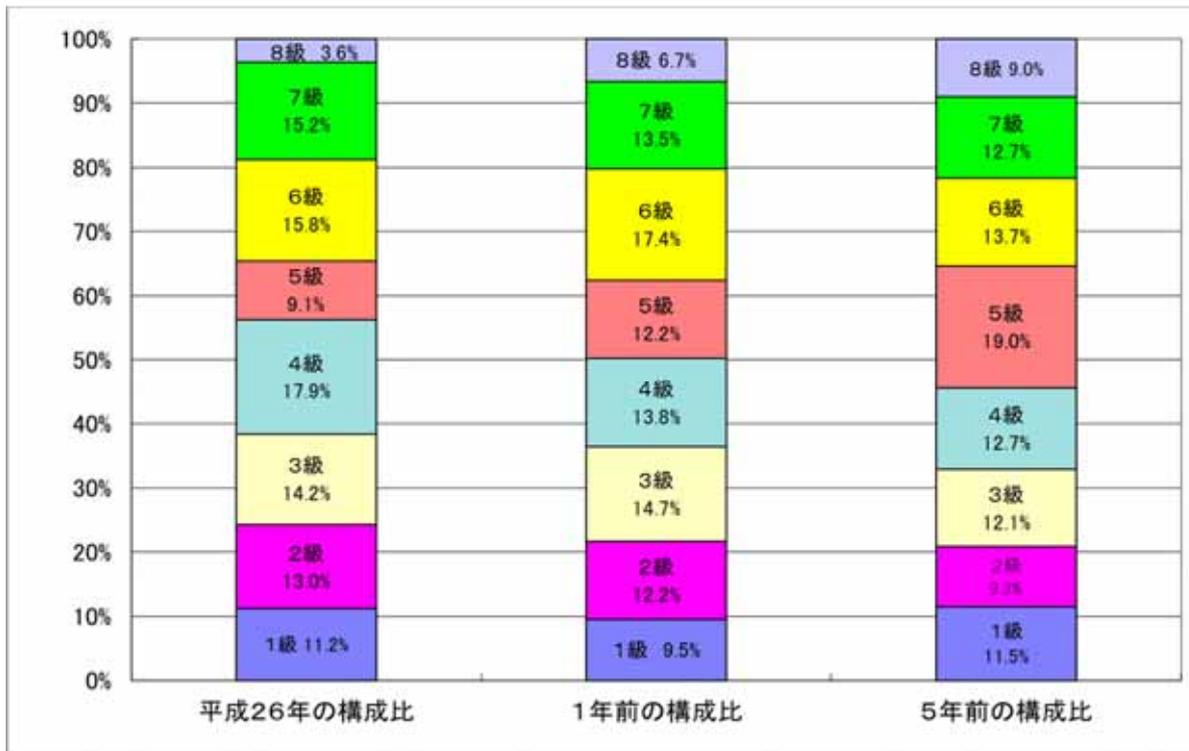
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,700 円	330,450 円	379,800 円
	高校卒	228,500 円		322,400 円
消防職	大学卒			
	高校卒		279,000 円	317,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長、次長、参事	12人	3.6%
7級	次長、参事、課長、副参事	50人	15.2%
6級	副課長、主幹	52人	15.8%
5級	副主幹	30人	9.1%
4級	主査	59人	17.9%
3級	副主査	47人	14.2%
2級	主任主事、主任技師	43人	13.0%
1級	主事、技師	37人	11.2%

- (注) 1 袖ヶ浦市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- ・ 職員の職務で発揮された能力などについて評価を実施している。昇給への反映は行っていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

袖ヶ浦市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,537 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

袖ヶ浦市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.40 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	9,655 千円	26,923 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		199,474 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		322,773 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
袖ヶ浦市	8 %	619 人	12 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.7
			(103.4)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		3,948 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		29,244 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		21.8 %	
手当の種類(手当数)		26	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納差押手当	滞納差押事務に従事する職員	市税等の差押のため、滞納者の財産の差押を行ったとき	日額 500 円
市税等徴収事務手当	市税等の徴収に従事する職員	直接納税義務者を訪問して徴収事務に従事したとき	日額 200 円
保険料徴収事務手当	保険料の徴収事務に従事した職員	直接被保険者を訪問して介護保険の保険料の徴収事務に従事したとき	日額 200 円
使用料等徴収事務手当	使用料等の徴収事務に従事した職員	直接納入義務者を訪問して使用料等の滞納にかかる徴収事務に従事したとき	日額 200 円

感染症作業手当	使用料等の徴収事務に従事した職員	感染症の補助等あるいは家畜伝染病に汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	日額 500 円
結核作業手当	結核に感染する事務に従事した職員	結核の検診、結核に汚染したものや結核患者に直接する事務に従事したとき	日額 400 円
精神障害者作業手当	精神障害者に関する事務に従事した職員	精神障害者の鑑定・立会又は護送に従事したとき	日額 400 円
犬取扱作業手当	犬を取扱う作業に従事した職員	狂犬病の予防注射・犬の捕獲などの作業に従事したとき	日額 400 円
下水道処理等作業手当	下水道処理等に従事した職員	下水の清掃又は汚水漏れ処理等不快な作業に従事したとき	日額 400 円
清掃作業手当	清掃作業に従事した職員	汚物の収集及び運搬、道路等に放置された動物の死骸の処理に従事したとき	日額 500 円
毒物取扱手当	毒物・劇物を使用し事務に従事したとき	毒物及び劇物取締法に規定するものを使用して検査・化学分析・試験・加工・病虫害防除等の作業に従事したとき	日額 500 円
劇物取扱手当			
災害応急作業手当	災害時の応急作業に従事した職員	災害時の応急処置作業及び救出作業に従事したとき	日額 500 円
高所深所検査・調査手当	高所深所で従事した職員	地上10メートル以上又は地下5メートル以上などで作業に従事したとき	日額 200 円
消火及び救助活動手当	消火又は救助活動に従事した職員	火災又は救助活動のために出勤し、消火又は救助活動に従事したとき	1回 300 円
救急出勤手当	救急救命士	救急業務のために出勤し、傷病者の搬送に従事したとき	1回 510 円
	上記以外のもの		1回 200 円
高所作業手当	消防職員	梯子付消防ポンプ自動車等により10メートル以上の高所で救急活動等に従事したとき	日額 200 円
大型機関勤務手当	消防職員	大型の運転免許を必要とする消防自動車等の運転などに従事したとき	日額 200 円
普通機関勤務手当	消防職員	大型の運転免許を必要としない消防自動車等の運転などに従事したとき	日額 150 円
潜水作業手当	消防職員	潜水器具を着用して潜水作業又は潜水訓練に従事したとき	1時間 250 円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	生活保護世帯の調査、指導又は相談、身体・知的障害者の指導に従事したとき	日額 200 円
行旅病人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務に従事する職員	行旅病人及び行旅死亡人の救護又は取扱業務に従事したとき	1件 1,000 円
行旅死亡人取扱手当			1件 5,000 円
心身障害者（児）取扱業務手当	現業を行う職員以外	身体障害者福祉施設の入所等の措置業務に従事したとき	1件 200 円
老人保護取扱業務手当	現業を行う職員以外	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所等の措置業務に従事したとき	1件 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	77,895 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	226 千円
支給実績(24年度決算)	101,452 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	324 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算	同じ		68,321 千円	240,565 円
住居手当	借家(家賃12,000円を 超える場合に限る。) 家賃の額に応じて27,000 円を限度に支給	同じ		22,020 千円	278,734 円
通勤手当	電車・バスを利用する 場合 全額支給 乗用車などを使用する 場合 使用距離に応じて2,000 円～22,790円を支給	異なる	電車・バスを利用する 場合 55,000円ま では全額支 給 乗用車な どを使用す る場合 使用距離に 応じて 2,000円～ 24,500円 を支給	44,540 千円	81,875 円
管理職手当	部長級 71,000円 次長級 57,000円 課長級 49,000円 副参事 34,200円	異なる	139,300円～ 46,300円	55,852 千円	581,788 円
休日勤務手当		同じ		38,559 千円	612,048 円
夜間勤務手当		同じ		10,536 千円	113,290 円
宿日直手当	勤務1回につき、4,400円	異なる	4,200円/回	2,200 千円	61,111 円

6 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市 長	850,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	740,000 円	830,000 円 / 375,000 円
報 酬	議 長	460,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	420,000 円	620,000 円 / 245,000 円
	議 員	400,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合) 3.95 月分 * 10%の役職加算有(20%から10%の減額措置有)	
	副 市 長	(25年度支給割合) 3.95 月分 * 10%の役職加算有	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 在職1月当たり、給料月額100分の35	(1期の手当額) 14,280 千円 (支給時期) 任期満了時
	副 市 長	在職1月当たり、給料月額100分の25	8,880 千円 任期満了時
地 域 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額100分の7	
	副 市 長	給料月額100分の7	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

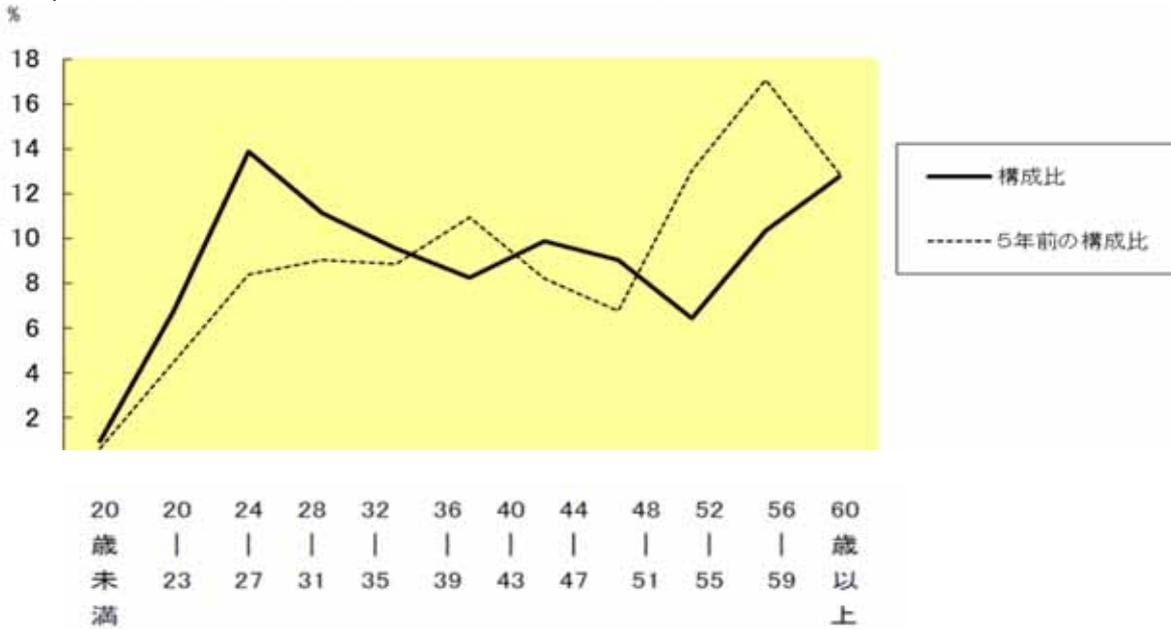
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	6	6	0	施設の増設・保育業務の強化による増 事務の合理化による減
	総務	94	94	0	
	税務	33	33	0	
	民生	95	99	4	
	衛生	34	33	1	
	農林水産	19	19	0	
	農 林	4	5	1	椎の森工業団地整備事業による増
	商 工	50	50	0	
	土 木				
	計	335	339	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.8 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)
教育部門	92	90	2	事務の合理化による減	
消防部門	121	123	2	欠員補充による増	
小 計	548	552	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)	
公会 営計 企部 業門 等	水道	19	18	1	事務の統廃合による減
	下水道	16	16	0	
	その他	33	33	0	
	小 計	68	67	1	
合 計		616	619	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.0 人
		[728]	[728]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	6人	42人	86人	69人	59人	51人	67人	56人	40人	64人	79人		619人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	329	325	327	331	335	339	10 (3%)
教育	96	94	93	93	92	90	6 (7%)
消防	127	126	127	129	121	123	4 (3%)
普通会計計	552	545	547	553	548	552	0 (0%)
公営企業等会計計	69	70	71	67	68	67	2 (3%)
総合計	621	615	618	620	616	619	2 (0.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道局

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,710,040	7,126	119,984	7.0	7.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	19	75,304	16,046	28,634	119,984	6,315	6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

給与の抑制措置

区分	抑制措置	実施期間	内 容
一般職	高齢層職員の給与抑制措置	平成23年4月1日～	55歳を超え、かつ、7級(課長相当職)以上の職員 ... 給料月額、地域手当、管理職手当、期末手当、 勤勉手当について、それぞれ1.5%を減額する
	地域手当の減額	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日	全職員 ... 地域手当支給率の引き下げ 12% 8%

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
袖ヶ浦市	42.3 歳	330,281 円	526,246 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

袖ヶ浦市		市町村(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,507 千円		1,456 千円	
(25年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.35 月分		
(1.45)月分	(0.65)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

袖ヶ浦市			市町村（一般行政職・団体平均等）	
(支給率)	自己都合	勲奨・定年		
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分		
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分		
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	13,934 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		6,423 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		338,038 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
袖ヶ浦市	8 %	19 人	8 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	18 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	6,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	15.8 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業職特殊手当	給水停止業務に従事した職員	給水停止業務	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	1,608 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	115 千円
支給実績(24年度決算)	1,676 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	186 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算	同じ		2,653 千円	241,136 円
住居手当	借家(家賃12,000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ		1,227 千円	245,400 円
通勤手当	電車・バスを利用する場合 全額支給 乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～22,790円を支給	同じ		1,790 千円	99,444 円
管理職手当	部長級 71,000円 次長級 57,000円 課長級 49,000円 副参事 34,200円	同じ		2,328 千円	581,901 円